

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】
 【提出書類】 変更報告書 No. 10
 【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 4 項第 2 号の報告書
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 弁護士 平川 修
 【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー
 アンダーソン・毛利 法律事務所
 【報告義務発生日】 平成 16 年 8 月 13 日
 【提出日】 平成 16 年 8 月 18 日
 【提出者及び共同保有者の
 総数 (名)】 6 名
 【提出形態】 連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社ロプロ
会社コード	8577
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪
本店所在地	〒600-8550 京都市下京区七条御所ノ内中町 60

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド (Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、チェイター・ロード 16-20 アレキザンドラ・ハウス6階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和59年2月10日
代表者氏名	郭 宝樹 (クオ・ポール)
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の株券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	13,155,300		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 13,155,300	N 0	0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 13,155,300		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年8月13日現在)	S 91,738,490
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	14.34%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	14.34%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 6 月 15 日	株券	600	処分	757 円
平成 16 年 6 月 16 日	株券	200	処分	741 円
平成 16 年 6 月 16 日	株券	900	取得	754 円
平成 16 年 6 月 18 日	株券	900	処分	750.11 円
平成 16 年 6 月 21 日	株券	1,200	取得	754.5 円
平成 16 年 6 月 22 日	株券	900	処分	738 円
平成 16 年 6 月 23 日	株券	300	処分	725 円
平成 16 年 6 月 25 日	株券	300	処分	718 円
平成 16 年 6 月 28 日	株券	400	取得	708 円
平成 16 年 6 月 29 日	株券	200	取得	746 円
平成 16 年 6 月 30 日	株券	100	処分	745 円
平成 16 年 6 月 30 日	株券	800	取得	736 円
平成 16 年 7 月 1 日	株券	200	処分	735 円
平成 16 年 7 月 1 日	株券	2,100	取得	消費貸借
平成 16 年 7 月 2 日	株券	900	処分	744 円
平成 16 年 7 月 5 日	株券	200	処分	747 円
平成 16 年 7 月 6 日	株券	200	処分	734 円
平成 16 年 7 月 7 日	株券	700	処分	720.25 円
平成 16 年 7 月 8 日	株券	400	処分	717 円
平成 16 年 7 月 9 日	株券	3,000,000	処分	消費貸借
平成 16 年 7 月 9 日	株券	500	取得	765 円
平成 16 年 7 月 12 日	株券	200	処分	863 円
平成 16 年 7 月 13 日	株券	400	処分	848 円
平成 16 年 7 月 13 日	株券	300	取得	849 円
平成 16 年 7 月 14 日	株券	200	処分	817 円
平成 16 年 7 月 14 日	株券	500	取得	831 円
平成 16 年 7 月 15 日	株券	500	処分	820 円
平成 16 年 7 月 16 日	株券	1,000	処分	845.19 円
平成 16 年 7 月 16 日	株券	200	取得	860 円
平成 16 年 7 月 27 日	株券	200	処分	782 円
平成 16 年 7 月 28 日	株券	300	処分	788 円
平成 16 年 7 月 28 日	株券	500	取得	809 円
平成 16 年 7 月 29 日	株券	200	処分	784 円
平成 16 年 7 月 30 日	株券	400	取得	828.5 円
平成 16 年 8 月 2 日	株券	200	処分	818 円
平成 16 年 8 月 2 日	株券	700	取得	820.14 円
平成 16 年 8 月 3 日	株券	2,700	処分	825 円
平成 16 年 8 月 4 日	株券	1,900	取得	815.06 円
平成 16 年 8 月 5 日	株券	200	処分	819 円
平成 16 年 8 月 5 日	株券	1,100	取得	820.67 円

平成 16 年 8 月 6 日	株券	500	処分	805 円
平成 16 年 8 月 9 日	株券	300	処分	786 円
平成 16 年 8 月 9 日	株券	700	取得	799.5 円
平成 16 年 8 月 10 日	株券	100	処分	804 円
平成 16 年 8 月 10 日	株券	600	取得	809.33 円
平成 16 年 8 月 11 日	株券	700	取得	826.33 円
平成 16 年 8 月 11 日	株券	300	処分	820 円
平成 16 年 8 月 12 日	株券	200	処分	814 円
平成 16 年 8 月 12 日	株券	300	取得	816.5 円
平成 16 年 8 月 13 日	株券	500	処分	813 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有分の内株券 13,123,500 株は消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	25,892
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	25,892

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド (Credit Suisse First Boston(Hong Kong) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、タワー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和63年3月22日
代表者氏名	トッド・サンドス
代表者役職	取締役
事業内容	有価証券の取引・販売、債券または株式による資金調達および金融商品の販売業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	2,758,500		
新株引受権証券(株)	A	--	G
新株予約権証券(株)	B	--	H
新株予約権付社債券(株)	C	--	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 7,447,409	N 0	0 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 613,700		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 6,833,709		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 4,688,909		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年8月13日現在)	S 91,738,490
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	7.09%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	7.02%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 6 月 18 日	新株予約権付社債券	48,859	取得	121.75 円
平成 16 年 6 月 18 日	新株予約権付社債券	59,943	処分	113.5 円
平成 16 年 6 月 21 日	株券	7,000	処分	748 円
平成 16 年 6 月 22 日	株券	2,100	処分	740.43 円
平成 16 年 6 月 22 日	新株予約権付社債券	81,433	取得	120.68 円
平成 16 年 6 月 23 日	株券	194,700	取得	725.39 円
平成 16 年 6 月 24 日	株券	44,000	取得	726.08 円
平成 16 年 6 月 25 日	株券	358,200	取得	721.78 円
平成 16 年 6 月 25 日	株券	3,210,200	処分	消費貸借
平成 16 年 6 月 25 日	新株予約権付社債券	299,715	処分	111.25 円
平成 16 年 6 月 28 日	株券	102,700	処分	741.18 円
平成 16 年 6 月 28 日	株券	97,400	取得	735 円
平成 16 年 6 月 28 日	新株予約権付社債券	174,287	処分	117.75 円
平成 16 年 6 月 28 日	新株予約権付社債券	74,928	取得	111.5 円
平成 16 年 6 月 29 日	株券	105,600	処分	747.51 円
平成 16 年 6 月 30 日	株券	52,200	処分	747.18 円
平成 16 年 7 月 2 日	株券	174,600	処分	743 円
平成 16 年 7 月 2 日	株券	100,000	取得	741 円
平成 16 年 7 月 2 日	新株予約権付社債券	149,857	処分	113.13 円
平成 16 年 7 月 2 日	新株予約権付社債券	187,322	取得	112.8 円
平成 16 年 7 月 6 日	株券	155,500	処分	759.13 円
平成 16 年 7 月 6 日	株券	12,800	取得	743.09 円
平成 16 年 7 月 6 日	新株予約権付社債券	325,732	取得	123.75 円
平成 16 年 7 月 7 日	株券	409,500	取得	718.77 円
平成 16 年 7 月 7 日	株券	75,000	処分	718.87 円
平成 16 年 7 月 7 日	新株予約権付社債券	325,732	処分	119.5 円
平成 16 年 7 月 8 日	株券	46,700	取得	717.58 円
平成 16 年 7 月 9 日	新株予約権付社債券	488,598	取得	125.81 円
平成 16 年 7 月 9 日	新株予約権付社債券	275,258	処分	120.08 円
平成 16 年 7 月 9 日	株券	953,500	処分	760.43 円
平成 16 年 7 月 9 日	株券	114,000	取得	756 円
平成 16 年 7 月 12 日	新株予約権付社債券	319,227	取得	132.94 円
平成 16 年 7 月 12 日	株券	40,000	取得	832.68 円
平成 16 年 7 月 12 日	株券	329,300	処分	854.86 円
平成 16 年 7 月 13 日	株券	127,900	処分	843.27 円
平成 16 年 7 月 13 日	新株予約権付社債券	207,823	取得	132.13 円
平成 16 年 7 月 16 日	株券	211,800	処分	848.85 円
平成 16 年 7 月 16 日	新株予約権付社債券	162,866	取得	138.5 円
平成 16 年 7 月 21 日	株券	1,900	処分	836.16 円
平成 16 年 7 月 21 日	株券	1,900	取得	829 円

平成16年7月21日	株券	1,000,000	取得	消費貸借
平成16年8月5日	株券	300,000	取得	820円
平成16年8月5日	新株予約権付社債券	299,715	処分	123.88円
平成16年8月11日	新株予約権付社債券	325,733	取得	131.5円
平成16年8月11日	新株予約権付社債券	179,830	処分	122.79円
平成16年8月12日	株券	31,100	処分	815.08円
平成16年8月12日	新株予約権付社債券	59,944	取得	121.25円
平成16年8月13日	新株予約権付社債券	44,957	取得	117.13円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券のうち2,144,800株は消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	3,586,071
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	3,586,071

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロッパ）リミテッド (Credit Suisse First Boston (Europe) Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和41年11月9日
代表者氏名	アンドリュー・ウォルトン
代表者役職	ディレクター
事業内容	国際有価証券引受・取引業務、コーポレート・ファイナンス業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	7,528,800		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 8,579,288	N 0	0 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 8,579,288		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 1,050,488		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年8月13日現在)	S 91,738,490
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	9.25%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	9.27%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 6 月 17 日	株券	550,000	取得	消費貸借
平成 16 年 6 月 22 日	株券	30,300	取得	消費貸借
平成 16 年 6 月 23 日	株券	30,300	処分	消費貸借
平成 16 年 6 月 25 日	株券	50,000	取得	消費貸借
平成 16 年 6 月 28 日	株券	274,000	処分	消費貸借
平成 16 年 7 月 1 日	株券	2,100	取得	消費貸借
平成 16 年 7 月 7 日	株券	2,100	処分	消費貸借
平成 16 年 7 月 12 日	株券	1,023,000	処分	消費貸借
平成 16 年 7 月 13 日	株券	102,100	取得	消費貸借
平成 16 年 7 月 13 日	株券	2,100	処分	消費貸借
平成 16 年 7 月 14 日	株券	16,000	処分	消費貸借
平成 16 年 7 月 14 日	株券	47,000	取得	消費貸借
平成 16 年 7 月 16 日	株券	23,500	取得	消費貸借
平成 16 年 7 月 23 日	株券	370,200	処分	消費貸借
平成 16 年 8 月 4 日	株券	300,000	取得	消費貸借
平成 16 年 8 月 5 日	株券	12,000	取得	消費貸借
平成 16 年 8 月 11 日	株券	80,000	取得	消費貸借
平成 16 年 8 月 12 日	株券	20,000	取得	消費貸借
平成 16 年 8 月 13 日	株券	80,000	処分	消費貸借
平成 16 年 8 月 13 日	株券	42,000	取得	消費貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	790,125
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	790,125

②【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（英国法上の無限責任会社））
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル (Credit Suisse First Boston International)
住所又は本店所在地	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年5月9日
代表者氏名	ポール・チェルソム
代表者役職	ディレクター
事業内容	デリバティブ商品取引業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定で国内の株券を貸借している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	400		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 400	N 0	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 400		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年8月13日現在)	S 91,738,490
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.00%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
	該当なし			

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（Credit Suisse First Boston）
住所又は本店所在地	スイス国チューリッヒ、8045、ユートゥリバーグ・ストラッセ 231
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治16年4月27日
代表者氏名	アーンスト・ケスラー
代表者役職	ディレクター
事業内容	スイス国内外の商業及び投資銀行業務、機関投資家向け投資顧問業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて、あるいは投資一任契約に基づき顧客勘定にて、国内の株式に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	6,000		22,200
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 6,000	N 0	0 22,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 28,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年8月13日現在)	S 91,738,490
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.03%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.03%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
	該当なし			

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有分の内株券 6,000 株は消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	66,389
上記内訳 (具体的に)	投資一任契約に基づく顧客資産による売買
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	66,389

②【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／6】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クラリデン・バンク（Clariden Bank）
住所又は本店所在地	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラッセ 26
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和30年6月8日
代表者氏名	アレクザンダー・グロブ
代表者役職	エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
事業内容	銀行業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

該当なし

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	0
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年8月13日現在)	S 91,738,490
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.02%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 8 月 11 日	株券	20,000	取得	817.18 円
平成 16 年 8 月 13 日	株券	20,000	処分	793.24 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 （千円）
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
- (2) クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホンコン) リミテッド
- (3) クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ヨーロッパ) リミテッド
- (4) クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル
- (5) クレディ・スイス・ファースト・ボストン

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	23,449,000		22,200
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 29,188,397	N	O 22,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 613,700		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 28,596,897		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 5,739,397		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年8月13日現在)	S 91,738,490
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	29.34%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	29.33%

委任状

香港により設立され、香港、セントラル、レニター・ロード 15-20 アレキザンドラ・ハウス6階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修兵及び同弁護士平川修兵を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年1月14日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 皇樹



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited, a corporation organized and existing under the laws of Hong Kong Special Administrative Region, People's Republic of China with its principal office 45th and 46th Floors, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

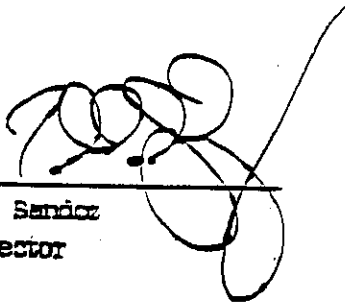
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 17th day of October 2008.

Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited

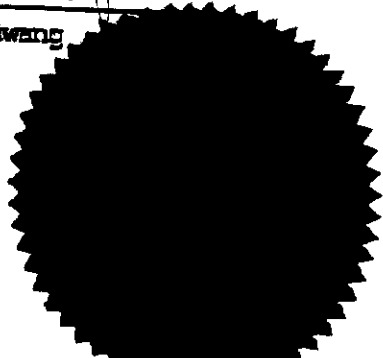
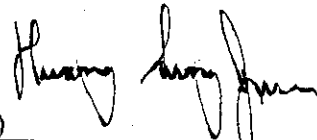
(signature)

Name: Todd Sanchez
Title: Director



(signature)

Name: Sung June Hwang
Title: Director



(印文)

委任状

中華人民共和國香港特別行政区法に基づき設立され登記し、本店を香港、セントラル、
ニンノート・プレイスB、タワー・ニクスデンジ・スクウェア、45階および46階に有
するクレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホンコン) リミテッド (以下「当社」と
いう。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・
リミテッドを代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任す
る。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年10月17日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホンコン) リミテッド

トッド・サンドス
取締役

サン・ジュン・ファン
取締役

委任状

香港に居住する者として、本居を香港、セントラル、チェイター コード 16-20、ア
ンソランドラ・ハウス8階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セ
キュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京港区
六本木一丁目6番1号東ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所
の弁護士平川修氏及び同々律師子三を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類A
に記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行
為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、
証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告
書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年5月14日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印
せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹





送付書類A

三 人 名	住 所
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国チューリッヒ、804E、ユートフリパー グ・ストラッセ 23
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インタ ーナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン（ヨーロ ッパ）リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン（ホンコ ン）リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス B、ト ウー・エクステンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エルエ ルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデブラツ 8
クレディ・スイス生命保険株式会社	日本国東京都文京区本部 1-28-34 本部 8 ビル
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチュイッグ 33
クレディ・スイス（イタリア）エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ パーンホフストラッセ 78
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49 番通り 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウィンタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル・グーセンストラッセ 40
ウィンタートウル・ライフ	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル・グーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー（リヒテンシュタイン）	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
フライ・ルイス・キャピタル・マネジメント・イン ク	米国 イリノイ州 60606 シカゴ スイート 1000 ダブリュー・ワッカー・ドライバー 225
パール・インベストメント・マネジメント・リミテ ッド	バハマ連邦 ナッソー バハマ・ファイナンシャ ル・センター
ジェイオー ハンブロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HE セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・キャピ タル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
シーエヌエイチ ジェステション プリベ	フランス パリ 75009 38 ルードウ プロバ ンス

One Cabot Square
London
E14 4QJ

Telephone 020 7333 8888
Telex 892187 CSFDB

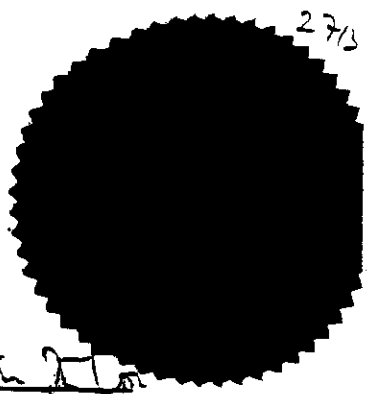
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse First Boston (Europe) Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at One Cabot Square, London E14 4QJ (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 1st day of March 2004.

Signed, sealed and delivered
For and on behalf of
Credit Suisse First Boston (Europe) Limited



A. Walton

Name: **Andrew Walton**
Title: **Director**

Konstantin Orlov

Name: **Konstantin Orlov**
Title: **Director**

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェアに有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン (ヨーロッパ) リミテッド (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキニリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年3月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン (ヨーロッパ) リミテッド

アンドリュー・ウォルトン
ディレクター

コンスタンティン・オルロフ
ディレクター

委任状

委任状に基づき世に於て、二層を香港、セントラル、デニター コード 15-20、ア
レマゼンドラ・ハウスB階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セ
キュリテーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区
六本木一丁目6番1号東ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所
の弁護士平川修三及び岡崎幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類A
に記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行
為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、
証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告
書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年5月14日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印
せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリテーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郷 望樹





送付書類

三 名 称	三 所
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、'804E、ニューラリパー グ・ストラッセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン (ヨーロ ッパ) リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エキイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン (ホンコ ン) リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス B、ト ウー・エクステンジ・スクウェア、45階および 46階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エルエ ルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデブラツツ 8
クレディ・スイス生命保険株式会社	日本国東京都文京区本郷 1-2B-34 本郷 2 ビル
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチュイッグ 33
クレディ・スイス (イタリア) エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ パーンホフストラッセ 7B
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49 番通り 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウィンタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル・グーセンストラッセ 40
ウィンタートウル・ライフ	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル・グーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー (リヒテンシュタイン)	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
フライ・ルイス・キャピタル・マネジメント・イン ク	米国 イリノイ州 60606 シカゴ スイート 1000 ダブリュー・ワッカー・ドライバー 225
パール・インベストメント・マネジメント・リミテ ッド	バハマ連邦 ナッソー バハマ・ファイナンシャ ル・センター
ジェイオー ハンブロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・キャピ タル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
シーニスエイチ ジェステヨン プリベ	フランス パリ 75009 3B ルードウ プロバ ンス

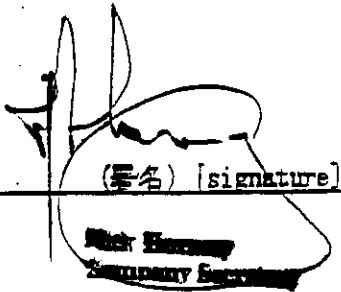
委任状

England 法に基づき設立され、One Cabot Square, London E14 4QJ に住所を有す Credit Suisse First Boston International (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

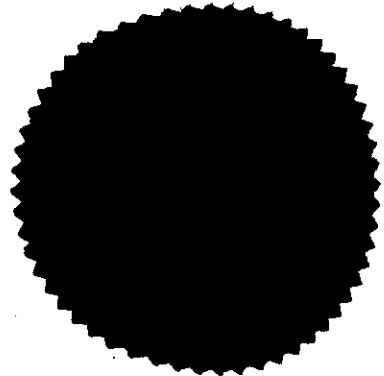
1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年1月14日 January 2003 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON INTERNATIONAL


(署名) [signature]
氏名 :
役職 :
Nick Harvey
Secondary Executive


(署名) [signature]
氏名 :
役職 :
Paul Chelson
Director



委任状

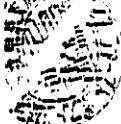
委任状に添付された本証券書巻、セントラル、レジスターコード 15-20、アレキサンドラ・ハウスも籍に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目B番1号東ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所
の弁護士平川悠二及び同今藤幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年5月14日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 望樹





送付書種人

三 人 名	三 行
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国チューリッヒ、804E、ニュートラリパー グ・ストラッセ 28
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インタ ーナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン (ヨーロ ッパ) リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エキ ィティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン (ホンコ ン) リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス B、ト ワー・エクステーション・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エル エルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ B
クレディ・スイス生命保険株式会社	日本国東京都文京区本郷 1-2B-34 本郷ビル
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチユイグ 33
クレディ・スイス (イタリア) エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ パーンホフストラッセ 7B
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49 番地 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウィンタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
ウィンタートウル・ライフ	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー (リヒテンシュタイン)	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
フライ・ルイス・キャピタル・マネジメント・イン ク	米国 イリノイ州 60606 シカゴ スイート 1000 ダブリュー・ワッカー・ドライパー 225
パール・インベストメント・マネジメント・リミテ ッド	パハマ連邦 ナッソー パハマ・ファイナンシャ ル・センター
ジェイオー ハンプロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・キャピ タル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
シーエスエイチ ジェステョン プリベ	フランス パリ 75009 38 ルードウ プロバ ンス


POWER OF ATTORNEY

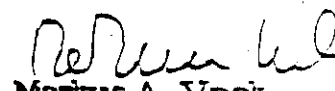
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **Credit Suisse Asset Management**, a division of Credit Suisse First Boston, a corporation organized and existing under the laws of Switzerland with its principal office at CH-8045 Zurich (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4th day of April 2002.

Credit Suisse Asset Management
a division of Credit Suisse First Boston


Ernst Kessler
Director


Markus A. Vock
Vice President

(訂文)

委任状

スイス法に基づき設立され登録し、本店をスイス国チューリッヒ CH-8045 に有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン（クレディ・スイス・アセット・マネジメント部門）（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月4日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン
（クレディ・スイス・アセット・マネジメント部門）

アーンスト・ケスラー
ディレクター

マーカス・A・フォック
ヴァイス・プレジデント

委任状



日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目8番1号丸の内トラストタワー
一に住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本
国東京都港区六本木一丁目8番1号景ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・モ
リ法律事務所の弁護士平川修三及び同々藤井千三を復代理人と定め、当社のために、当社
が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受
けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、
証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告
書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年5月28日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印
せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株
代表取締役 フィリップ・



添付書類上

三 人 名	住 所
クレディ・スイス・クレジット・サービス株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号虎ノ門トラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリート 15、ビュール・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 テューリッヒ、BD45
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジュステオン	フランス 75408 パリ セテックス 08、ル・ワシントン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイス 1、ゲートウェイ・ビルディング 32 階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラブケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1074、ラコチ・ウートウ 70-72
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ブラハ) アー・エス	チェコ共和国 ブラハ 2、ラザルスカ 13/B、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステイッチェニー・スポレッチェノスト・アー・エス	チェコ共和国 ブラハ 2、ラザルスカ 13/B、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ポルスカ) エス・アー	ポーランド共和国、ワルシャワ 02-515 ポワスカ通り 15
バンコ デ インベステイメントス クレディ スイス ファースト ポストン エシア	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市 サンパウロ アヴェニダ プリガディオ ファリア リマ 3064、12 階 13 階 14 階
クレディ スイス ファースト ポストン ディストゥリ ブイドゥラ デ テイトゥロス エ ヴァロルエ モビリアリオス エシア	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市 サンパウロ アヴェニダ プリガディオ ファリア リマ 3064、13 階 14 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(パハマ)リミテッド	パハマ国、ナツソー、シエリー アンド シャルロット通り 私書箱 N3721 パハマ・ファイナンシャル・センター4階

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **Clariden Bank**, a corporation organized and existing under the laws of Switzerland with its principal office at Claridenstrasse 26, 8002 Zurich, Switzerland, (the „Company“), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the „Report“) relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the „Issuing Companies“) with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 26th day of May 2004.

CLARIDEN BANK



Name: Dr. Alexander Grob
Title: Executive Vice President



Name: Isabelle Moor
Title: Vice President

(訳文)

委任状

スイス国法に基づき設立され存続し、本店をスイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラッセ 26 に有するクラリデン・バンク（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年5月26日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クラリデン・バンク

アレクザンダー・グロブ
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント

イザベル・ムーア
ヴァイス・プレジデント

委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、セントラル、チェイター ロード 16-20 アレキザンドラ・ハウス 6階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年6月17日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹



添付書類 A

法人名	住 所
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートゥリパー グ・ストラッセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インタ ーナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロ ッパ）リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコ ン）リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクステンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エルエ ルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8
クレディ・スイス生命保険株式会社	日本国東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MK ビル
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチュイッグ 33
クレディ・スイス（イタリア）エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ バーンホフストラッセ 78
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49 番通り 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウィンタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
ウィンタートウル・ライフ	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー（リヒテンシュタイン）	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
フライ・ルイス・キャピタル・マネジメント・イン ク	米国 イリノイ州 60606 シカゴ スイート 1000 ダブリュー・ワッカー・ドライバー 225
パール・インベストメント・マネジメント・リミテ ッド	バハマ連邦 ナッソー バハマ・ファイナンシャル センター
ジェイオー ハンプロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・キャピ タル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
シーエスエイチ ジェスチョン プリベ	フランス パリ 75009 38 ルードウ プロバ ンス
シーエスピービー・ノントラディショナル・インベ ストメンツ・リミテッド	バハマ連邦 ナッソー シャーレイ・アンド・シ ャーロット・ストリート ザ・バハマフィナンシ ヤルセンター 3 階